

## 令和3年白浜町議会第2回臨時会 会議録(第1号)

1. 開 会 令和3年10月27日 白浜町議会第2回臨時会を白浜町役場  
議場において9時59分開会した。

1. 開 議 令和3年10月27日 10時01分

1. 閉 議 令和3年10月27日 11時20分

1. 閉 会 令和3年10月27日 11時20分

1. 議員定数 14名 欠員 1名

1. 応招及び不応招議員の氏名

応招議員 13名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	廣畑	敏雄	4番	西尾	智朗
5番	正木	秀男	6番	南	勝弥
7番	小森	一典	8番		
9番	辻	成紀	10番	松田	剛治
11番	溝口	耕太郎	12番	長野	莊一
13番	堅田	府利	14番	水上	久美子

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 13名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	廣畑	敏雄	4番	西尾	智朗
5番	正木	秀男	6番	南	勝弥
7番	小森	一典	8番		
9番	辻	成紀	10番	松田	剛治
11番	溝口	耕太郎	12番	長野	莊一
13番	堅田	府利	14番	水上	久美子

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局長 濱口 伊佐夫 事務主任 鈴木 保典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町長	井 澗	誠	副町長	林	一 勝
教育長	豊 田	昭 裕			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	石 田	健
総務課長	愛 須	康 徳	税 務 課 長	岩 城	祐 朗
民生課長	中 本	敏 也	住民保健課長	泉	芳 明
生活環境課長	廣 畑	康 雄	観 光 課 長	寺 脇	孝 男
建設課長	玉 置	康 仁	上下水道課長	清 水	寿 重
地域防災課長	木 村	晋	会 計 管 理 者	玉 置	孔 一
消 防 長	久 保	道 典			
教育委員会					
教育次長	榎 本	崇 広	総務課副課長	山 口	和 哉

## 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第80号 工事請負契約に関する紛争の仲裁について
- 日程第4 議案第81号 令和3年度白浜町一般会計補正予算（第5号）議定について
- 追加日程第7 発議第 3号 令和3年度白浜町一般会計補正予算（第5号）に関する附帯決議
- 日程第5 発委第14号 閉会中の継続調査申出書
- 日程第6 発委第15号 閉会中の継続審査申出書

## 1. 会議に付した事件

日程第1から追加日程第7

## 1. 会議の経過

### ○議 長

おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和3年第2回臨時会を開会します。

南議会運営委員長から報告を願います。

6番 議会運営委員長 南君（登壇）

### ○6 番

報告を行います。

本臨時会につきまして、去る10月20日の議会運営委員会で協議した事をご報告いたします。

会期につきましては、本日1日を予定しております。

本日、会期中に議会運営委員会、議員懇談会の開催をお願いします。

以上で報告を終わります。

**○議 長**

次に、事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

**○番 外（事務局長）**

諸報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配布しております。

地方自治法第121条の規定による説明員の出席要求をお手元に配布しております。

本日、閉会後に全員協議会の開催を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

以上で、諸報告を終わります。

**○議 長**

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願いします。

これより本日の会議を開きます。

---

**(1) 日程第1 会議録署名議員指名について**

議長は会議規則第126条の規定により、本臨時会の会議録署名議員を次のとおり指名した。

10番 松田 剛治 11番 溝口 耕太郎

---

**(2) 日程第2 会期の決定について**

**○議 長**

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○議 長**

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

**(3) 日程第3 議案第80号 工事請負契約に関する紛争の仲裁について**

日程第4 議案第81号 令和3年度白浜町一般会計補正予算（第5号）議定につい

て

○議 長

日程第3 議案第80号から日程第4 議案第81号までの2件を一括議題といたします。  
町長から、挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

皆さん、おはようございます。

本日、令和3年白浜町議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私共に大変ご多用にも関わりませぬご出席を賜り、誠にありがとうございます。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

国政におきましては、10月4日に召集されました臨時国会で自民党の岸田文雄新総裁が第100代内閣総理大臣に選出され、新しく岸田内閣が発足いたしました。岸田総理は、臨時国会会期末の10月14日に衆議院を解散し、10月19日公示、10月31日投開票の日程で現在選挙が執行されています。各候補者には、新型コロナウイルス感染症対策や経済対策等、様々な政策に対し、国民の支持を得るべく、選挙を戦い抜かれることを期待するものでございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、19都道府県に発出した「緊急事態宣言」と8県に適用した「まん延防止等重点措置」が期限の9月30日をもって全面解除となりました。国内で宣言と重点措置の対象がゼロとなるのは本年4月4日以来で、政府は飲食店への時短要請の解除など、段階的に緩和を進めるとしています。

和歌山県におきましても、県民に要請していた「不要不急の外出自粛」は解除され、「安全な生活・安全な外出」の要請に切り替えられたところでございます。

また、観光関係につきましても、宿泊施設に対し、県外からの新規予約の自粛を要請しておりましたが解除されました。また、県民を対象とした「リフレッシュプラン」の再開等もあり、今後の経済活動の回復に期待を寄せるところでございますが、次の波への備えを行うとともに、町民の皆様方におかれましては、引き続き、手洗い、マスクの着用、人と人との距離の確保など、様々な感染予防対策や感染防止対策の徹底をお願い申し上げる次第でございます。

次に、議員の皆様には既にご承知のとおり、海水浴場における鮫防護ネット及び区域明示ブイの設置に関し、2つの海水浴場におきまして、作業許可の申請手続きを怠った内容の報道がなされました。

この件につきましては、例年、江津良及び臨海浦の両海水浴場を開設する際、鮫防護ネット等の設置作業等を行うには、田辺海上保安部田辺港長に作業許可をいただく必要がございますが、その申請手続きを怠り作業を実施しておりました。未申請であったことは、すぐに気づき、田辺海上保安部に連絡し、今後の処理についててんまつ書の提出等の指示を受けたところですが、このことは、港則法に違反するため、現在、田辺海上保安部において捜査中であり、今後、関係職員の事情聴取等が行われる予定となっております。

結果等が出ましたら、改めて詳細についてご報告させていただきたいと考えております。

この度はこのような事態を招き、誠に申し訳なく心よりお詫び申し上げます。

申し訳ございませんでした。

さて、本臨時会でご審議をお願いいたします案件は、工事請負契約に関する紛争の仲裁に関する事項1件、令和3年度一般会計補正予算議定が1件であり、必要な議案を提出したところでございます。

建設業法に基づく和歌山県建設工事紛争審査会平成30年（仲）第1号事件として仲裁に付しておりました白浜第一小学校建設等工事に関する紛争に関しまして、仲裁判断が示されました。

経過を申し上げますと、白浜第一小学校建設等工事につきましては、平成27年3月2日の第1回定例会で工事請負契約の締結について議決をいただき工事が着手され、同年4月頃に工事請負業者による事前調査において、基準値を超えるアスベストが使用されていることが判明しました。

その後、事業を進めるため、アスベスト除去工事を含めた内容の変更を行い、平成28年6月24日の第2回定例会で、6,521万400円の増額及び工事期間延長の工事請負変更契約について議決をいただき事業を進めてまいりました。平成29年3月27日には、精算による内容変更に伴い工事請負変更契約を締結し、同年3月31日に工事が完了しました。その工事費の精算において申請人より、旧校舎解体工事に伴うアスベスト除去工事の壁養生数量及び土工事に伴う残土処理数量について協議があり、白浜町はその協議内容について申請人の見解を認めることはできないとし、双方の主張が平行線となったことから、白浜第一小学校建設等工事の請負契約書第50条に基づき、申請人から平成29年6月12日付けで和歌山県建設工事紛争審査会に建設業法による調停申請書が提出され、審理を経て平成30年11月2日の審査会において調停条項案が提示され、同月19日までに受入れについて回答を求められましたが申請人側から和解に応じない旨の連絡があったため、白浜町が調停条項案の受入れについて最終判断を行うことなく、本件調停条項案に基づく和解は不成立となりました。

その後、申請人より白浜第一小学校建設等工事の請負契約書第51条及び建設業法に基づき、1第一期アスベスト除去工事の壁養生数量、2第二期アスベスト除去工事の壁養生数量、3残土処分量の3点を争点とし、和歌山県建設工事紛争審査会に仲裁申請書の提出があり、令和元年5月30日から令和2年12月1日までの間、和歌山県建設工事紛争審査会において審理が行われ、令和3年3月18日に審理が終了、同年8月31日には、和歌山県建設工事紛争審査会により仲裁判断が示され、同年9月22日に白浜町に仲裁判断書が届いたところでございます。

白浜町は、申請人の主張に対し一貫して何ら支払義務を負わないと主張してきましたが、争点の一つである第一期アスベスト除去工事の壁養生数量について一部申請人の主張が認められ、それに伴う金員を白浜町が申請人に支払う内容となりました。

今回、仲裁判断までに至ったこと、また、誠心誠意、問題解決に向け、私自身が積極的に取り組めなかったことに責任を感じており、深くお詫び申し上げますとともに、反省を生かし、適切な工事執行に努め、町民の皆様に信頼をいただける行政執行に取り組む所存でございます。

提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第80号工事請負契約に関する紛争の仲裁につきましては、工事請負契約に関する紛

争の仲裁について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。令和3年10月27日提出です。

1 事件名 和歌山県建設工事紛争審査会平成30年（仲）第1号事件、2 申請人 白浜町内団体、3 仲裁要旨等(1)要旨 平成29年3月末に完成した白浜第一小学校建設等工事に係る工事費の精算において、申請人より旧校舎解体工事に伴うアスベスト除去工事の壁養生数量及び土工事に伴う残土処理数量に関する協議があり、被申請人（白浜町）はその協議において、申請人の見解を認めることはできないとした。

このように申請人と被申請人との間に工事請負契約をめぐる紛争が生じ、当事者間での解決が見込めない状況となり、速やかな解決を目指し、当該紛争を和歌山県建設工事紛争審査会の仲裁に付した。(2) 当事者の求めた判断①申請人 ア被申請人は、申請人に対し、3,148万2,428円及びこれに対する平成29年5月16日から支払済みまで、年3.1%の割合による金員を支払え。イ 手続費用は被申請人の負担とする。②被申請人 ア被申請人は申請人に対して何ら支払義務を負わない。イ 手続費用は申請人の負担とする。議案書の2ページをお願いいたします。4 仲裁判断 (1) 被申請人は申請人に対し、金549万2,490円及びこれに対する平成29年5月16日から支払済みまで年3.1%の割合による金員を支払え。(2) 申請人のその余の請求を棄却する。(3) 仲裁手続費用は、各自の負担とする。議案書の3ページには参考資料といたしまして、1 仲裁経過、2 争点及び争点に対する審査会の判断について掲載しておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

議案第81号令和3年度白浜町一般会計補正予算（第5号）議定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に625万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を126億9,495万5,000円と決めました。

この補正につきましては、議案第80号工事請負契約に関する紛争の仲裁に関し、仲裁判断により支払が必要な経費を補正するものでございます。

補正につきましては、担当課長からご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

続いて、補足説明を許可します。

番外 総務課長 愛須君（登壇）

○番 外（総務課長）

議案第81号 令和3年度白浜町一般会計補正予算（第5号）議定について、議案書（P.4）に基づき、説明した。

○議 長

以上で、提案理由及び補足説明が終わりました。

これより審議に入ります。

議案第80号 工事請負契約に関する紛争の仲裁についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。  
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。  
議案第80号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決いたしました。

議案第81号 令和3年度白浜町一般会計補正予算(第5号)議定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。  
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。  
議案第81号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

暫時、休憩します。

(休憩 10時19分 再開 11時09分)

○議 長

再開します。

はじめに、南議会運営委員長より報告願います。

6番 議会運営委員長 南君(登壇)

○6 番

休憩中の議会運営委員会で協議したことをご報告いたします。

このあと、堀議員より発議第3号が提出されますので、日程に追加し、順序を変更して、直ちに審議をお願いすることになりました。

ご了承のほどお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議 長

報告が終わりました。

資料を配布してください。

(資料配布)

ただいま、堀議員から発議第3号が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第7、発議第3号として直ちに議題にしたいと思  
います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### (4) 追加日程第7 発議第3号 令和3年度白浜町一般会計補正予算(第5号)に関する 附帯決議

○議 長

追加日程第7 発議第3号 令和3年度白浜町一般会計補正予算(第5号)に関する附帯  
決議を議題とします。

事務局長に案件を朗読させます。

番外 事務局長 濱口君

○番 外(事務局長)

発議第3号を朗読した。

○議 長

それでは次に、提案者の提案理由の説明を求めます。

○議 長

1番 堀君(登壇)

○1 番

発議第3号として提出いたします。議案第81号 令和3年度白浜町一般会計補正予算(第  
5号)に関する附帯決議の提案説明をさせていただきます。

令和3年度白浜町議会第2回臨時会に提出された令和3年度白浜町一般会計補正予算(第  
5号)については、その工事請負契約の精算について双方の見解の相違により、相手側申請  
人から和歌山県建設工事紛争審査会に調停が申請されましたが、結果は和解不成立となりま  
した。そして、次に同審査会に相手側申請人から仲裁申請書が提出され、8回に及ぶ仲裁審  
理が行われ、その判断書が町に届いたところです。

仲裁結果の内容は、町が申請人に549万2,490円の支払いを命じるものであり、全  
国的にもこのような事例があまり見受けられない中、ここに至るまで町長としての政治的判  
断で相手側申請人と和解に至ることができなかったことの責任は重大であり、そして、職員  
の指導、管理監督についても町長の責務であると考えているところでございます。

町は、本件に対する議会の意見を真摯に受け止めていただき、議決の重みを認識し、厳正  
な対応をされることを強く求めるものであります。

以上。

○議 長

それでは、本案に対する質疑を行います。 質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

発議第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

(5) 日程第5 発委第14号 閉会中の継続調査申出書

日程第6 発委第15号 閉会中の継続審査申出書

○議 長

日程第5 発委第14号 閉会中の継続調査申出書、日程第6 発委第15号 閉会中の継続審査申出書を一括議題とします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において、閉会中も調査または審査を継続することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査または審査を継続することに決定しました。

これをもって、第2回臨時会に付された案件は、全て終了いたしました。

閉会にあたり、町長から挨拶の申し出がありますので、この際、これを許可します。

番外 町長 井濶君(登壇)

○番 外(町 長)

閉会にあたりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

令和3年第2回臨時会をお願いいたしましたところ、鋭意ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

今回、白浜第一小学校建設等工事に関する紛争が仲裁判断までに至ったことにつきまして、誠心誠意、問題解決に向け、私自身が積極的に取り組めなかったことに責任を痛感してござ

います。

ご承認いただきました議案第81号令和3年度白浜町一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議につきましては、真摯に重く受け止め、反省を生かし、適切な工事執行に努め、町民の皆様信頼をいただける行政執行に取り組む所存でございます。

また、申請人に対しましては、速やかに仲裁判断支払金の支払いをいたします。

引き続き、議員各位のご指導、ご鞭撻をいただきながら、町政の伸展に、職員と共に一丸となって全力を尽くす覚悟を申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議 長

お諮りします。

これをもちまして、白浜町議会令和3年第2回臨時会を閉会したいと思います。

閉会することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、白浜町議会令和3年第2回臨時会はこれをもって閉会いたします。

議長 西尾 智朗は、11時20分閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和3年10月27日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員